

会計大学院協会ニュース

No.26 2018





C O N T E N T S

3

会計教育研修機構とのリカレント教育の連携

会計大学院協会理事長 杉本 徳栄

5

11月11日付けの朝日新聞での報道を踏まえて、 会計教育研修機構の実務補習の課題研究論文について

熊本学園大学大学院会計専門職研究科 末永 英男

6

会計大学院評価機構における分野別認証評価

国際会計教育協会会長 橋本 尚

8

国際教育基準の改訂について

大原大学院大会計研究科教授 尾上 選哉
関西学院大学専門職大学院教授 山地 範明

10

インターンシップに参加して

関西大学大学院会計研究科 西浦 美沙緒

11

会計大学院協会活動状況(2017.12~2018.4)

会計教育研修機構との リカレント教育の連携



会計大学院協会理事長 **杉本 徳栄**
Tokuei Sugimoto

人生100年時代を見据えた経済・社会システムの実現に向けて、社会人基礎力の意識的な育成やリカレント（学び直し）教育、さらには人材力の強化などが国家政策として展開されています。そのなかで、会計大学院協会は一般財団法人会計教育研修機構（JFAEL）とのリカレント教育の連携に取り組むべく、検討を開始する必要があります。

会計教育研修機構は、2009年7月6日に、会計実務に携わる人材の育成に主体的な役割を担うために、公認会計士業界が中心となって設立されました。その主たる事業として、実務補習、継続的専門研修（CPE）および会計実務家研修があります。

事業の1つである実務補習に関連して、会計教育研修機構は2009年11月2日に、金融庁長官から公認会計士試験合格者に対する公認会計士となるのに必要な技能を修得させるための「実務補習機関」としての認定を受けています。つまり、会計教育研修機構は、公認会計士制度に結び付く、金融庁が認定する唯一の実務補習機関なのです。

この実務補習については、会計大学院協会はすでに2016年12月から、会計教育研修機構が提供するカリキュラムのうち、課題研究の講義に協力しています。現在、実務補習における他の科目への協力も模索しています。

こうしたなか、会計教育研修機構は、新たに取りまとめられた中期運営方針を踏まえて、「中長期的視点に立ち、自立した組織を目指して、ガバナンス体制の在り方、日本公

認会計士協会からの支援の在り方、事業の内容など、組織運営の根幹をなす事柄を幅広く検討する」ための「組織運営の在り方検討プロジェクト・チーム」（委員長：山田治彦理事（日本公認会計士協会副会長））を2017年夏に設置しました。このプロジェクト・チームの委員のひとりとして検討に加わり、その検討結果として、「組織運営の在り方検討プロジェクト・チーム報告書」（2018年2月5日）を取りまとめました。

「組織運営の在り方検討プロジェクト・チーム報告書」の提言は、会計教育研修機構の定款や諸規則などに関わるもので、理事会や評議会での協議・審議などを経て、それらは改正されました。とくに、事業内容に関わる提言のうち、会計実務家研修については、「会計教育プログラムの内容」、「地域展開」、「セミナーの提供方法」、「認知度アップ」などの施策として、たとえば、次のものが示されています。

- 会計実務家研修は、役員や部長級などを対象とした少人数でのディスカッション方式を取り入れた講座（例えば、CFO対象、経理部長対象、経理課長対象）など、会員に対しても有料（追加負担）の講座を設けることを検討していく。また、会員加入以外の方法で、上場会社等が会計実務家研修を受講し

やすい方策も検討していく。

- 上記に加え、会計実務家研修が税理士会の認定研修となるよう、〔日本公認会計士：引用者〕協会との連携のもとで日本税理士会連合会や各税理士会に働きかけること、通信制大学院や会計大学院協会に加盟している会計専門職大学院との連携なども検討していく。

会計教育研修機構の3事業の1つである「実務補習」に加えて、新たに「会計実務家研修」の連携が現実味を帯びてきたのです。ここでの会計実務家は、会計実務に携わる者だけではなく、取締役、監査役等の役員をも含んでいます。会計実務家研修は、まさに社会人の「リカレント教育」を意味します。

会計専門職大学院は、公認会計士試験合格者の輩出とともに、社会人のリカレント教育を担うことを目的とした専門職大学院の1つ

です。教育界はすでに18歳人口の減少などの影響を受けており、会計専門職大学院も各校で入学者増加への復調がみられるものの、公認会計士資格の取得希望者は、会計専門職大学院の設立当時に比べて少なくなっています。公認会計士試験合格者の輩出という片輪だけで専門職大学院の運営は難しいことは明らかであり、専門職大学院の設置趣旨を忘れることなく、社会人のリカレント教育との両輪で運営することを再認識すべきです。

これまで機会あるごとに、社会人のリカレント教育の一環として、会計専門職大学院が公認会計士向けの継続的専門研修に参画する必要性を説いてきました。継続的専門研修への連携についてはさらに詰める必要がありますが、今般、会計教育研修機構が公認会計士試験合格者向けの実務補習とともに、会計実務家研修でも会計専門職大学院との連携などの検討を明示したことは、われわれ会計専門職大学院関係者は好機と捉えなければいけません。



11月11日付けの朝日新聞での報道を踏まえて、 会計教育研修機構の実務補習の課題研究論文 について

熊本学園大学大学院会計専門職研究科 末永 英男
Hideo Suenaga



平成29年11月11日の朝日新聞の記事内容をまず確認しておきます。

会計士補習生、論文で盗用12人、 所属法人が処分も

公認会計士試験に合格し、登録に必要な実務補習を受ける補習生12人が提出した論文に、他の文献を引き写す盗用行為が見つかり、処分されていたことが分かった。東芝の不正会計問題などで「監査の質」が問われており、「再発防止策を早急に講じるべきだ」との声があがっている。

盗用行為をしていたのは、金融庁から実務補習団体として認定を受ける「会計教育研修機構」（東京）に通う補習生12人。今春から夏にかけて提出した論文で、ウェブサイトからコピー&ペーストしたり、他の資料や文献を引き写したりしていた。

会計士試験に合格しても、2年以上の業務補助と3年の実務補習を修了しないと、会計士として活動できない。実務補習では課題研究として、論文を3年で6回提出して単位を取得する。

過去にも盗用行為があったため、今回論文をチェックしたところ、数十人の論文で盗用とみられる部分が見つかった。機構はこのうち、盗用部分が大半を占めた12人について、提出論文を無効にしたり、所属する監査法人に通知したりするなどの処分をした。

会計大学院協会は、日本公認会計士協会の一般財団法人会計教育研修機構（JFAEL）（以下、「機構」という）との公認会計士試験合格者に対する実務補習に協力するという合意の下、昨年より機構側との連携・強化を打ち出してきました。その成果として、機構側が実施している実務補習のうち、「課題研究」の導入部分（論文概論）の講義を、大学院協会が担当することになり、私が講師として参加しました。機構側によって、「研究報告書（課題論文）作成ガイダンス講義」と称するコンテンツ（eラーニング用のビデオ）が作成され、配信されることになりました（この経緯については、『会計大学院協会ニュー

ス』第14号を参照、以下「ニュース14号」という）。

このコンテンツで強調した内容は、論文を書く最低限の作法です。①論文の形を作る、②先行研究を精読し、論点を整理する、③独創的な意見は何か、④盗用は禁物の4点でした。特に、機構側からの要請もありましたので、倫理的側面については、以下に引用する日本学術会議の出版物で述べられている「誠実な科学者の心得」について執拗に述べたつもりでした。残念ながら、心ない補修生が出てしまい、「論文で盗用12名処分」となってしまいました。

我々研究者は、学術誌に投稿する際には、通常、次の2つの精読と受講が義務付けられています。

- ①日本学術振興会『科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得一』（丸善出版）の精読
- ②日本学術振興会[eL CoR E]の受講と「修了証書」の提出

機構側の説明では、毎年受講対象者は約3,000名いるとのことですが、配信されているコンテンツは必修ではないとのこと。補習生が全員受講したからといって、今回の論文盗用問題は解決できないと考えます。ニュース14号でも指摘したように、今の補習生は、会計士試験に合格する能力は持っていますが、資料を読み、分析を行い、論理性のある論文を正しい日本語で書くという教育・訓練は受けていません。我々大学の現状も全く同じといえます。

ましてや、剽窃、盗用が科学の発展に及ぼす影響など考えたことなど全くないでしょう。忙しい仕事の合間をぬっての課題論文作成となると、一足飛びに、ウェブサイトからのコピー&ペーストで間に合わせることとなり、図書館に向いてお堅い専門雑誌を読んで取り組むなどの行為は、時間の無駄ということになるでしょう。そこには、倫理観などなく、あっても、許される盗用と考えることで、日常の業務に専念することになるのでしょうか。解決策は、ニュース14号に示したように、やはり、本番の論文を書かせる前に、プレ論文として手間ひまは掛かりますが、添削による指導を入れるしかないものと考えます。

会計大学院評価機構における 分野別認証評価

国際会計教育協会会長 **橋本 尚**
Takashi Hashimoto



1. はじめに

専門職大学院としての会計大学院は、2005年4月に会計大学院協会を設立し、相互の協力を促進して会計大学院における教育水準の維持向上を図るべく、さまざまな事業を推進してきた。学校教育法に基づく会計大学院の認証評価についても、会計大学院協会が評価基準等の策定において大きな役割を果たしてきた。2007年10月12日に文部科学大臣から会計大学院の認証評価機関としての認証を受けた特定非営利活動法人国際会計教育協会は、この評価基準を引き継いだ上で、独立の組織として会計大学院評価機構を設置し、2008年度から分野別認証評価を開始した。2018年度は、多くの会計大学院で認証評価が予定されている。本稿においては、これまでの会計大学院の認証評価を回顧しつつ、今後のあり方を展望していく。

2. 会計大学院の認証評価の特徴

会計大学院の認証評価には、第三者性とピアレビュー（相互評価）の重視という2つの特徴がある。

ここに第三者性とは、会計大学院とは無関係の第三者という意味ではなく、会計職業（実務）と会計教育について、一定の知識・経験を有した第三者という意味である。

ピアレビューについては、仲間内の馴れ合

い評価と批判する向きもあるが、公認会計士による財務諸表監査と同様に、評価者（監査人）が評価対象について深い知見を有していることが、厳正かつ正当な評価を実施するための前提であると考えられる。いずれにせよ、認証評価の成否は、評価チームの評価員の質に第一義的に依存することになるので、会計大学院評価機構では、こうしたピアレビューの実効性を高めるための評価員の研修の充実を特に重視してきた。

分野別認証評価上、より重要なことは、それぞれの会計大学院の設置理念に基づいて特色ある教育課程を構築しているか否か、どのような会計職業人の養成を目指しているのか、という点である。会計大学院において、設置理念に沿った特色ある教育課程を編成することが強調される最大の理由は、会計大学院の場合、国家試験との関係もあり、また、会計教育には国際的な均一性も求められることから、ともすると、その教育課程が画一化・モノトーン化しやすいからである。各会計大学院の教育課程の特色は、設置理念（ミッション）に強く依存しているので、会計大学院の認証評価は、ミッションとの関連性を十分踏まえた上で実施されなければならない。

また、周知の通り、専門職大学院は、通常の大学院と比べて必要教員数が多い。例えば、1学年の学生定員が100名の場合の必要最低教員数は14名であり、このうち3割以上は実務家教員である必要がある。優秀な教員を確保・養成することは、会計大学院共通の教員組織

編成上の課題であり、各会計大学院とも尽力してきているところであるが、認証評価における教員の適格性評価においては、研究者教員であろうと実務家教員であろうといわゆる「昔取った杵柄」は通用せず、最新の国際標準に照らし、遜色のないものとして実施されなければならない。

3. 会計大学院の認証評価基準

評価委員会、運営協議会、評価部会および意見審査会を擁する会計大学院評価機構は、上述の会計大学院の認証評価の特徴を踏まえて、会計大学院における教育の質を保証し、その継続的な改善が図られるよう、評価プロセスを通じて、各会計大学院の努力を確実なものとするべく、会計大学院評価基準要綱に盛り込まれた10章から成る評価基準と解釈指針に基づいて認証評価を実施している。

会計大学院評価機構の認証評価は、法科大学院の枠組みとは異なり、不適格という評価結果が示されることはないが、評価基準を満たしていない場合には、個別に改善を求めることになる。また、重要な5つの基準のすべてが満たされている場合にはじめて「認定会計大学院」の称号を与えることとしている。いずれにせよ、会計大学院の認証評価の目的は、単に欠点をあげつらうことにあるのではなく、不満足な点の改善を求めて会計大学院の質の向上を図ることにある。重要なのは、教育課程を国際標準に向上させるといった共通の目標に向かって、各会計大学院が健全に運営されることである。

4. 2018年度の認証評価へ向けた動向

文字通り、ゼロからの手探り状態の中で試行錯誤を繰り返しながら始動した会計大学院の認証評価ではあるが、2018年度には、多くの会計大学院の認証評価が予定されている。会計大学院協会の構想を実現する形で設置された認証評価機関であることを基本に運営を進めていくという認証評価の基本的な方針は変わらないものの、一定の経験を踏まえて、また、会計大学院を巡る近年の状況に機動的に対応すべく、2017年11月30日に会計大学院評価基準要綱の改訂を行った。改訂の柱は、いわゆる3ポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシー）の明文化と構成員への周知、アウトプット評価の導入（修了生、就職先企業等）および障がい者に対する支援体制の充実などである。

会計離れによる会計職業人志望者の低迷などに直面して、会計大学院の現状には、非常に厳しいものがある。会計大学院の認証評価においては、ビジネスの言語である会計の特性から、国際的に通用する会計職業人の養成へ向けた会計教育の質を保証することが何よりも重要なことであることは論を俟たない。今こそ関係者の総力を結集して、会計大学院教育の有効性と効率性を高めていかなければならない。

国際教育基準の改訂について

大原大学院大会計研究科教授 **尾上 選哉** Eliya Onoe

関西学院大学専門職大学院教授 **山地 範明** Noriaki Yamaji

国際会計士連盟（IFAC）の国際会計教育基準審議会（IAESB）が公表している職業会計士のための国際教育基準（International Education Standards for Professional Accountants: IES）が近年改訂された。下記のようにIESには第1号～第8号までの8つの基準がある。

第1号「職業専門家会計教育プログラムへの参加要件」

（2014年7月1日発効）

第2号「初期専門能力開発－技術的能力」

（2015年7月1日発効）

第3号「初期専門能力開発－職業専門家としてのスキル」

（2015年7月1日発効）

第4号「初期専門能力開発－職業専門家としての価値観、

倫理及び心構え」（2015年7月1日発効）

第5号「初期専門能力開発－実務経験」

（2015年7月1日発効）

第6号「初期専門能力開発－職業専門家としての

能力の評価」（2015年7月1日発効）

第7号「継続的専門能力開発」（2014年1月1日発効）

第8号「財務諸表の監査に対する責任を有する

エンゲージメント・パートナーの職業専門家

としての能力」（2016年7月1日発効）

IESの主な改訂方針は、①規則主義から原則主義への変更と②学習成果アプローチ（Learning Outcomes Approach）の導入である。IES第1号～第8号の改正点は以下の通りである（詳細については、会計大学院協会教育・FD委員会「国際教育基準（IES）の改訂に関わる調査結果報告」（2018年3月30日）を参照されたい）。

第1号 会計職業専門家教育プログラムへの参加要件

IES第1号（改訂前）は、少なくとも大学の学士課程に入学できるレベル以上であることを参加要件としていたが、IES第1号（改訂後）は、職業専門家会計教育プログラムの修了が合理的に見込める者のみ参加を認めるように変更された。

第2号 初期専門能力開発－技術的能力

IES第2号（改訂前）は、職業会計士としての資格を得るために必要な知識についての教育課程を示しており、2年間のフルタイムの教育課程を前提としていた。また、①会計、ファイナンスおよび関連知識（財務会計、管理会計、税務、企業法、監査、財務管理、会計職業の価値観・倫理観）、②組織と経営関連知識（経済学、経営環境、コーポレート・ガバナンス、経営倫理、金融市場、数量的手法、組織行動、経営戦略意思決定、マーケティング、国際経営）、③情報技術（IT）関連知識（IT全般知識、IT統制能力、IT利用能力、これらの知識の融合領域）の3つの領域に関する教育を求めていた。

IES第2号（改訂後）は、職業会計士志望者が初期専門能力開発（Initial Professional Development: IPD）を修了するまでに達成しなければならない技術的能力分野を①財務会計および報告、②管理会計、③資金調達および財務管理、④税務、⑤監査および保証、⑥ガバナンス、リスク管理および内部統制、⑦事業に関する法律および規則、⑧情報技術（IT）、⑨経営および組織環境、⑩経済学、⑪経営戦略および管理に分けて、それぞれの学習成果を定めている。

第3号 初期専門能力開発－職業専門家としてのスキル

IES第3号（改訂前）は、職業会計士を目指す者は知的スキル、専門的および職業的スキル、個人的スキル、対人関係とコミュニケーションスキルおよび組織と経営管理スキルを習得しなければならないとしていた。

IES第3号（改訂後）は、職業専門家としてのスキル項目を、「知的スキル」、「対人関係およびコミュニケーションスキル」、「個人的スキル」および「組織的スキル」に分けて、職業会計士志望者が初期専門能力開発（IPD）を修了するまでに達成しなければならない職業専門家としてのスキルに係る学習成果を定めている。

第4号 初期専門能力開発－職業的専門家としての価値観、倫理および心構え

IES第4号（改訂前）は、職業専門家のための会計教育

プログラムが、職業専門家としての価値観、倫理および心構えに関するフレームワークを提供しなければならないとしていた。

IES第4号(改訂後)は、職業専門家としての価値観、倫理および心構えに関する能力分野を、①職業専門家としての懐疑心および職業専門家としての判断、②倫理原則、③公共の利益へのコミットメントに分けて、職業会計士志望者が初期専門能力(IPD)を修了するまでに達成しなければならない学習成果を定めている。

第5号 初期専門能力開発-実務経験

IES第5号(改訂前)は、実務経験は資格取得前教育の一部であり、少なくとも3年以上でなければならず、資格取得前に習得した実務経験が適切なものであるか否かについて評価されなければならないとしていた。

IES第5号(改訂後)は、十分な実務経験を通して、職業会計士志望者が職業会計士としての役割を果たすために必要とされる(a)技術的能力、(b)職業専門家としての能力、(c)職業専門家としての価値観、倫理および態度を獲得することを要求している。IFAC加盟組織は、実務経験監督者の指示のもとで、職業会計士志望者は実務経験を行い、①アウトプット・アプローチ(学習に費やした時間に焦点を置き評価する手法)、②インプット・アプローチ(実務における成果に焦点を置き評価する手法)、③組み合わせアプローチのいずれかの方法に基づいてその実務経験を評価することを定めている。なお、実務経験の要件として、基準本体には3年というような具体的な期間は定められていない。

第6号 初期専門能力開発-職業専門家としての能力の評価

IES第6号(改訂前)は、職業会計士としての具備能力や能力は資格取得前に公式に評価されなければならない、専門的知識だけではなく、職業専門家としてのスキル、価値観、倫理や態度という幅広い範囲についても評価されなければならないとしていた。

IES第6号(改訂後)は、改訂前の基準を踏襲しつつ、職業会計士志望者の専門家としての能力を公式に評価する方法は、何か一つに限られるのではなく、またIPDの期間を通して行われるものであることを明確にしている。また評価は高レベルの信頼性、妥当性、公平性、透明性及び十分性を担保するものでなければならず、評価の原則(principles of assessment)について多くの記述が行わ

れ、評価にあたっては検証可能な根拠に基づくことが要求されている。

第7号 継続的専門能力開発

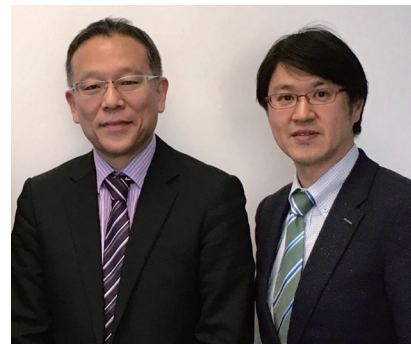
IES第7号(改訂前)は、職業会計士の各々は顧客、従業員およびその他の利害関係者に高品質のサービスを提供するために職業専門家の能力を開発し維持する責任を担っているとの原則に基づき、継続的専門能力開発(CPD)は職業会計士の継続的資格保持に必要不可欠であり、IFAC加盟団体に生涯学習を促進し、CPDの機会や資源へのアクセスを整備し、CPDの要件の充足を監視するシステムの確立を要求していた。

IES第7号(改訂後)は、改訂前の基準の明瞭性や実施に係る要件等を改善するとともに、国際教育基準フレームワークの改訂に一致させるために概念や用語の改訂を行っている。改訂により、本基準の目的が明確となり、またCPDに係るIFAC加盟団体への要求事項が明らかとなっている。

第8号 財務諸表の監査に対する責任を有するエンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力

IES第8号(改訂前)は、職業会計士のうち、歴史的財務情報の監査に特化した監査担当専門会計士(Audit Professionals)とエンゲージメント・パートナー(Engagement Partners)の能力要件を定めていた。

IES第8号(改訂後)は、財務諸表の監査において、監査の計画・実施および監査報告書に最終的責任を有するエンゲージメント・パートナーを対象にし、エンゲージメント・パートナーが開発し維持しなければならない職業専門家としての能力要件を定め、IFAC加盟団体に対して、エンゲージメント・パートナーとしての役割を果たす職業会計士に、(1)一定の学習成果を達成し、職業専門家としての能力を開発・維持することを要件として課すること、(2)職業専門家としての能力を開発・維持する継続的専門能力開発(CPD)を要件として課するという2つの要求事項を定めている。



左/山地範明教授 右/尾上選哉教授

インターンシップに参加して

関西大学大学院会計研究科 西浦 美沙緒
Misao Nishiura



関西大学大学院会計研究科(以下、本大学院)では、監査法人と企業へのインターンシップが実施されています。私は修士1年で企業インターンシップ、修士2年で監査法人インターンシップに参加しました。企業インターンシップでは、大阪所在の税理士法人に5日間の日程で参加し、監査法人インターンシップでは、東京のPwCあらた有限責任監査法人に3日間の日程で参加しました。本稿では、上記2つのインターンシップの話を交錯させつつ、同じ会計に携わる業界でありながらそれらの立ち位置が全く異なることや、自身の経験や成長、更に今後の私自身の課題をまとめてみました。

税理士法人では、1日目はビジネスマナーや税理士法人の仕事内容や事務所概要のレクチャーをうけ、2～5日目は実際のクライアントの伝票入力から決算処理、及び、法人税の確定申告書まで自分で作成することで、税理士業務の一連の流れを経験しました。また、クライアント訪問の同行では社長と経理部長へのヒアリングの機会もあり、経営者の生の声を直接聞くことができました。実際の税理士業務を体験することで、起票や税金の申告だけが税理士業務でなく、クライアントが思い描く自社の将来像をサポートするコンサルタントの役割も担っていることを実感できました。

PwCあらた有限責任監査法人では、初日と2日目は模擬監査の実習、3日目は東京証券取引所の見学後、インターンシップの総括が行われました。模擬監査ではまず監査計画やリスク評価手続きのレクチャーを受けた上で、被監査会社の企業情報や財務データをもとに、被監査会社に対するリスク評価をチームで行いました。リスク評価に対してどのようなリスク対応手続きを実施するかを話し合い、「確認」「立会」の実施を決め、「確認」では重要性の基準から選択した金融機関に対して残高確認状を送付し、返信された数値と帳簿の数値との差異があった場合には担当者に対して質問することで差異の解消を図りました。「立会」では工場での実地棚卸の立会を行い、在庫管理の札が適正に在庫に割り当てられているか、企業側でカウントされていない在庫を発見し指摘もしました。また、合理性テストでは、減価償却の妥当性を検証し、これらの監査手続から得られた情報や、グループワークで出てきた疑問点などを架空企業の社長へヒアリングしました。最終的にチームでのリスク評価や監査手続をパートナーへ報告す

るまでが模擬監査の実習内容であり、監査における一連の流れを体験することができました。2日間という限られた時間の中ではありましたが、初めて体験した模擬監査は、これまで本大学院で学んできた知識と実務が結びつく有意義な経験でした。

2つのインターンシップを通じて確認できたことは、公認会計士も税理士も会計のプロフェッショナルとして企業の会計に携わりますが、それらの立ち位置が全く違うこと、ただ、どちらの業務もコミュニケーション能力が専門知識と同程度に重要ということでした。税理士はクライアントが描く自社の将来像を実現すべく、同じ方向を向いて税務や財務をサポートするのに対し、公認会計士は同じ方向を向くときもあれば、監査業務ではクライアントの財務諸表を保証するために様々な角度からアプローチするため、時には経営者の言葉の裏側を推察するような場面も要求されます。このような違いを体験できたことは、私にとって貴重な経験でした。コミュニケーション能力は、単に人より多く発言することや、人前で臆することなく自分の意見を述べることだけがコミュニケーション能力というわけではなく、チームの意見を聞くことや経営者の本音を引き出すための質問の仕方なども重要なコミュニケーション能力の一つであるという事を学び、改めて人と対話する力、傾聴する力、言葉の真意を読み取る力が必要であり、私自身に足りない課題として今後さらにそれらを意識して学んでいきたいと感じました。

ところで、インターンシップでは、知識と実務が結びつく場面に何度も遭遇しました。その中でも特に印象的だったのは、本大学院のある教授から「監査は想像である」と言われていた言葉が、インターンシップで体感できたことです。模擬監査で発見した不正に対して、なぜ行われたのか、行う必要があったのか、本当にその行為は不正なのかとグループで話し合うとき、それぞれが想像し、考え、意見をまとめてから、パートナーに報告したのですが、パートナーからの指摘は私たちの想像を遥かに凌ぐものであり、まさしく監査はイメージーションであると感じました。実務と学問を別個とせず、両者が融合する大切さを学ぶことができるのもインターンシップならではの、と思いました。今回このような貴重な機会を与えてくださった会計大学院協会と本大学院の先生方に感謝申し上げます。

会計大学院協会活動状況 (2017.12~2018.4)

理事・委員会議

2017年12月23日 第4回 理事・委員会議(会場：関西学院大学・大阪梅田キャンパス)

2018年 3月25日 第5回 理事・委員会議(会場：関西学院大学・東京丸の内キャンパス)

インターンシップ

2018年2月19日から2月23日、2月26日から2月28日、3月12日から3月13日

有限責任監査法人トーマツ、有限責任あずさ監査法人、PwCあらた有限責任監査法人、新日本有限責任監査法人へ会計大学院生を派遣。

渉外事項

日本公認会計士協会、金融庁、文部科学省および一般財団法人会計教育研修機構と必要に応じて協議

2017年公認会計士試験合格状況調査結果

2017年度在学生	合格者数	論文式科目別合格者数
2年生	16	0
1年生	18	1

修了生	合格者数	論文式科目別合格者数
2016年度修了生	13	3
2015年度以前修了生	53	2

※会計大学院によっては、一部の項目について未集計のものがあります。

会員校

- ・ 青山学院大学 (大学院会計プロフェッション研究科)
- ・ 大原大学院大学 (大学院会計研究科会計専攻)
- ・ 関西大学 (大学院会計研究科会計人養成専攻)
- ・ 関西学院大学 (専門職大学院経営戦略研究科会計専門職専攻)
- ・ 熊本学園大学 (専門職大学院会計専門職研究科アカウンティング専攻)
- ・ 千葉商科大学 (大学院会計ファイナンス研究科)
- ・ 東北大学 (大学院経済学研究科会計専門職専攻)
- ・ 兵庫県立大学 (大学院会計研究科会計専門職専攻)
- ・ 北海道大学 (大学院経済学研究科会計情報専攻)
- ・ 明治大学 (専門職大学院会計専門職研究科)
- ・ LEC大学 (LEC東京リーガルマインド大学大学院高度専門職研究科会計専門職専攻)
- ・ 早稲田大学 (大学院会計研究科)

賛助会員

- ・ 日本公認会計士協会
- ・ 日本税理士会連合会

2018年5月現在

会計大学院協会ニュース No.26 [2018年5月19日発行]

【理事長校】 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科会計専門職専攻 〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155

【会計大学院協会事務局】 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科内 〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25

<http://www.jagspa.org/>